

羽生市の印刷物等に掲載する広告の取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が作成する印刷物等に掲載する広告の取扱を定め、併せて適切な市政情報の提供に資するとともに自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告掲載物)

第2条 広告掲載を対象とする印刷物等(以下「広告媒体」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広報はにゅう
- (2) 羽生市ホームページ
- (3) その他、市長が広告掲載を認めるもの

(広告掲載の制限)

第3条 掲載できる広告は、市の広報媒体として公共性、中立性及び公益性を妨げないものであって、何人にも不利益を与えないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの。
- (2) 政治活動、宗教的活動、意見広告、個人的宣伝に類するもの。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの。
- (5) その他、市長が不相当と認めるもの。

(広告を掲載できるものの範囲)

第4条 広告を掲載できるものの範囲は、広告媒体ごとの基準で別に定める。

(広告掲載の申し込み)

第5条 広告の掲載を希望する者は、広告媒体ごとの申込書に掲載し

ようとする広告原稿を添付して市長に提出しなければならない。

(広告掲載の順位)

第 6 条 広告掲載の順位は、受付順とする。ただし、公共性の高い広告については、この限りでない。

(広告掲載の位置)

第 7 条 広告の掲載位置は、広告媒体ごとの基準で別に定める。

(広告掲載の割付等)

第 8 条 掲載する広告の割り付け等については、市が行うものとする。

(広告掲載料等)

第 9 条 広告掲載料は、広告媒体ごとの基準で別に定める。

2 広告掲載料の納付については、市長の指定する期日までに、一括納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の募集)

第 10 条 市長は、広報はにゅう等により広告掲載を募集するものとする。

(広告主の責任等)

第 11 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第 12 条 市長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合

(2) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合

(3) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 7 年 1 月 1 日から施行する。

(広報はにゅう広告掲載取扱要綱の廃止)

2 広報はにゅう広告掲載取扱要綱 (平成 1 5 年告示第 1 3 号) は、
廃止する。